

高松市子どもの貧困対策推進計画骨子（案）について

平成29年8月31日（木）16:20～

高松市子ども・子育て支援会議 貧困対策部会

国・県における子どもの貧困対策

平成25年

6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布

平成26年

1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行

8月 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定

平成27年

8月 香川県子どもの貧困対策推進計画 策定

平成28年

9月 香川県子どもの未来応援アンケート調査 実施

平成29年

3月 香川県子どもの未来応援体制整備プラン 策定

計画の基本的事項①

計画策定の背景と目的

背景

- H24年の日本のこどもの貧困率は**16.3%**（OECD34か国中25位）
- H27年は**13.9%**に改善したものの、依然として**7人に1人は貧困状態**
- 国においてH25年度に子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行、大綱を閣議決定
- 県においてH27年度に子どもの貧困対策推進計画を策定、H28年度にプランを策定

目的

- 本市の未来を担う子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現する

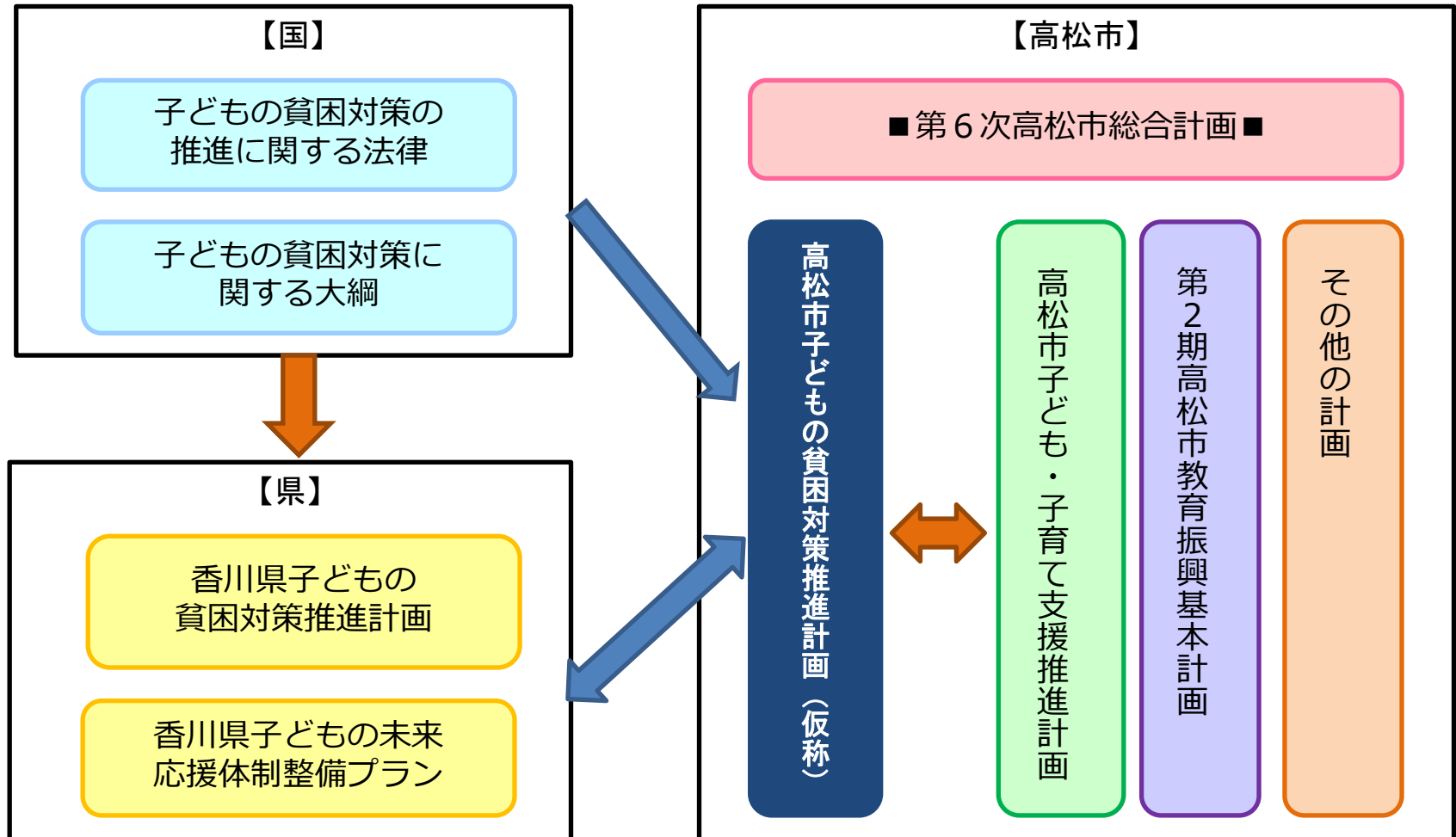
計画の期間

- 計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの**5年間**
- 法律、大綱の改正や社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図る

計画の基本的事項②

計画の位置付け

- 法律・大綱を踏まえつつ、県計画・プランと連携を図る
- 第6次高松市総合計画のもと、関連諸計画との整合性を図る



高松市の子どもの貧困の現状①

調査概要

○平成28年9月に県が実施した「香川県子どもの未来応援アンケート調査」のうち、高松市部分を抽出し、分析を行った。

調査対象：市内の小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者3,052名
(各学年の児童・生徒数の25%を抽出)

有効回答：1,629件(有効回答率53.4%)

- 調査内容：1 子どもの生活状況について
2 学習環境等について
3 世帯の状況について
4 支援制度の利用状況・相談状況等について

結果(抜粋)

○全世帯に占める「非生活困難世帯」の割合が86.5%(1,409世帯)であるのに対し「**生活困難世帯**」の割合は**9.5%(155世帯)**

※生活困難世帯・・・世帯の年間収入(手取り額)を世帯人数の平方根で割った額(等価可処分所得)が、122万円未満の世帯が「生活困難世帯」、122万円以上の世帯が「非生活困難世帯」

高松市の子どもの貧困の現状②

結果（抜粋）

- 夫婦と子のみの世帯のうち、非生活困難世帯は91.2%、**生活困難世帯は5.7%**
- ひとり親と子のみの世帯のうち、非生活困難世帯は62.1%、**生活困難世帯は35.9%**
- 非生活困難世帯と生活困難世帯の比較（主なもの）

区分	項目	非生活困難世帯	生活困難世帯
教育	学習塾・習い事について「通っていない」	26.0%	44.5%
	将来、進学させたいと思う学校が「大学又は大学院」	71.5%	51.6%
生活	1週間のうち、朝食を用意する頻度が「4日以下」	2.1%	3.9%
	1週間のうち、子どもだけで夕食を食べる頻度が「5日以上」	7.9%	18.7%
	1週間のうち、お風呂に入る頻度が「4日以下」	1.0%	2.6%
	未治療のむし歯がある（不明含む）	4.8%	7.7%
経済	子育てをする上で不安に感じていることや悩んでいることが「子どもの教育費」	41.5%	58.7%
	子育てをする上で必要・重要だと思ふ施策が「就職のための支援」	23.9%	29.7%
相談	子育ての不安や悩みの相談先が「家族、親族」	90.2%	72.9%
	子育ての不安や悩みについて「誰にも相談したくない」	1.3%	7.1%

子どもの貧困に関する課題

1 教育に関する課題

- 学習塾や習い事に通えない
- 仕事や家事で多忙なため保護者が勉強を見ることができない
- 保護者の意識や学力不足により進学が困難

2 生活に関する課題

- 親が子どもに十分関わることができず、生活習慣などのしつけができない
- 孤食（子どもだけで食事をとる）の問題や衛生面での不安

3 就労・経済状況に関する課題

- 非正規雇用や短時間勤務による収入不足
- ひとり親であるが養育費を得られない
- 保護者に浪費癖がある、適切な金銭管理ができない

4 制度利用・相談に関する課題

- 公的サービスについての情報不足
- 相談する相手がいないなど、周囲からの孤立

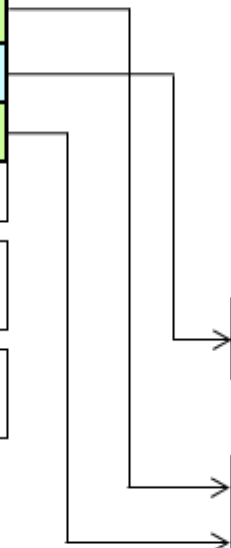
施策体系（国の大綱との比較）

国の大綱(当面の重点施策)

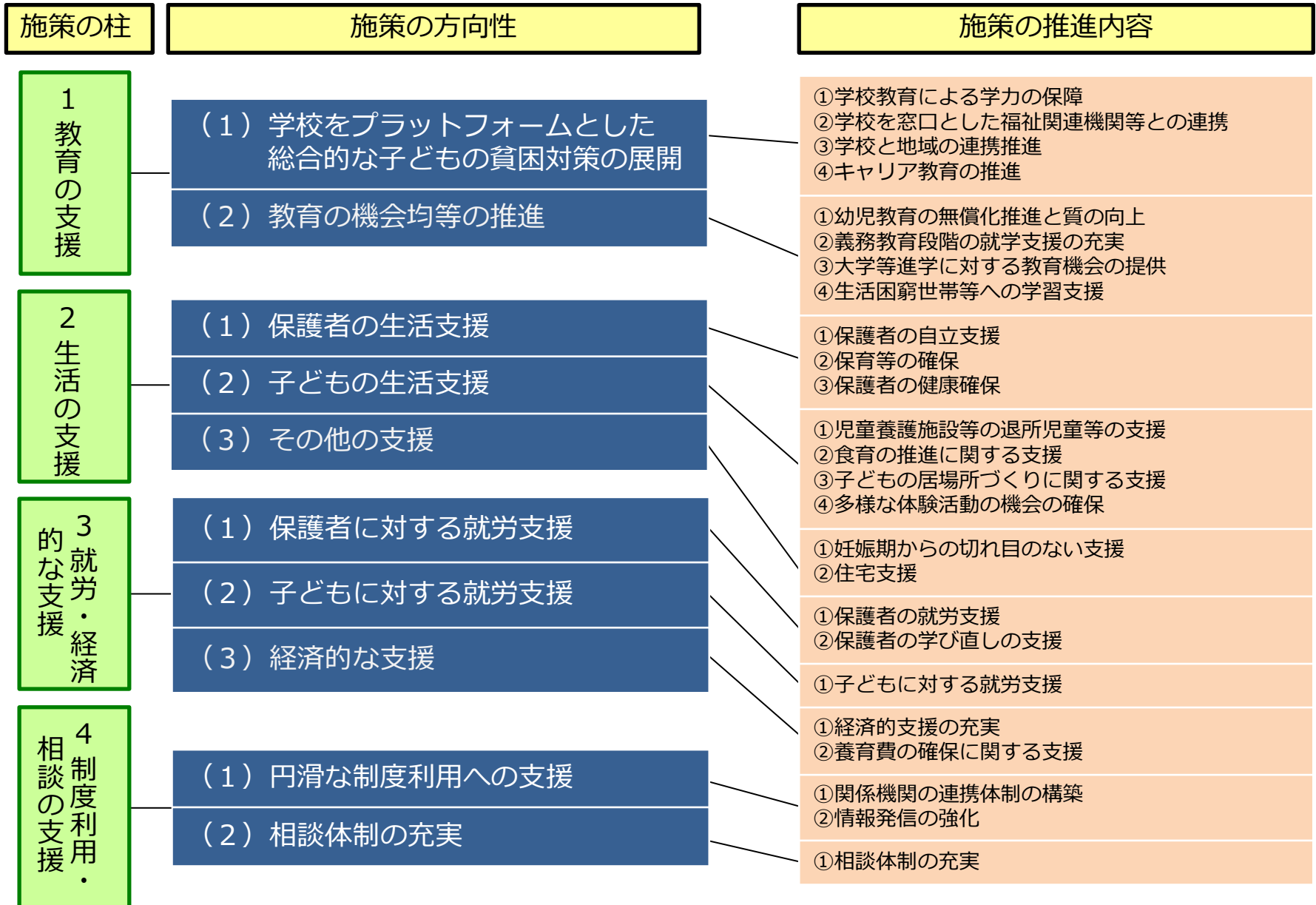
I 教育の支援	(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
	(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
	(3)就学支援の充実
	(4)大学等進学に対する教育機会の提供
	(5)生活困窮世帯等への学習支援
	(6)その他の教育支援
II 生活の支援	(1)保護者の生活支援
	(2)子どもの生活支援
	(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
	(4)子どもの就労支援
	(5)支援する人員の確保等
	(6)その他の生活支援
III 保護者に対する就労の支援	
IV 経済的支援	

高松市施策体系図(案)

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	1 教育の支援
(2)教育の機会均等の推進	
(1)保護者の生活支援	2 生活の支援
(2)子どもの生活支援	
(3)その他の支援	
(1)保護者に対する就労支援	3 就労・経済的な支援
(2)子どもに対する就労支援	
(3)経済的な支援	
(1)円滑な制度利用への支援	4 制度利用・相談の支援
(2)相談体制の充実	



施策体系図（案）



計画の基本的な考え方①

計画の基本理念・基本目標

- 今後検討

基本的な視点

(1) 第一に子どもに視点を置く

- 子どもの生活や成長を権利として保証する観点から、一般的な子ども関連施策をベースとし、第一に子どもに視点を置いて施策を実施

(2) 緊急度の高い子どもを優先する

- 児童養護施設に入所している子どもや生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じる

(3) 差別や偏見を助長しないよう留意する

- 支援対象を的確に捉える一方で、対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することがないよう十分配慮する

計画の基本的な考え方②

基本的な視点

(4) 子どもの貧困の実態を適切に把握する

- 家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方の影響により、見えにくくなっている子どもの貧困の実態について状況把握に努め、対策に生かす

(5) 継続的に取り組む

- 即効性のある事業はないため、継続的・中長期的な支援を中心とする
- 厳しい財政状況も踏まえながら、景気だけに頼らない持続可能な取組を行う

(6) 地域・民間の活力を活用する

- 周辺住民によるボランティアや民間のノウハウなどを活用し、地域社会への参加の機会を確保する

(7) 様々な機関等と連携・協力を図る

- 子どもの成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるようにするため、様々な組織によるネットワークを構築する

計画策定スケジュール

29年度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議の 開催予定	● 支援会議+ 部会			● 支援会議+ 部会			● 支援会議	
事務局の 対応	★ PJ開催	★ PJ開催						
		部会での意見を踏まえて計画案の作成				パブリックコメント	計画案の修正	策定